

主要国における制裁金等

	行政上の金銭的不利益処分	算定方法	故意・過失要件
E U	制裁金(fine) (事業者のみ) ・ 上限：直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の10%以下	行為の重大性に応じた「見込まれる制裁金」(カルテルの場合は2000万ユーロ超)に、市場シェア、企業規模等による加重調整、継続期間に応じた割増し、を行った額を基準額とした上で、各種加減算要因を考慮して算定	あり (注2)
イギリス	制裁金(penalty) (事業者のみ) ・ 上限：直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の10%以下	直近事業年度における当該事業者の関連売上高に最大10%を乗じた額を基準額とした上で、各種加減算要因を考慮して算定	あり (注3)
フランス	制裁金(une sanction pécuniaire) ・ 事業者に対する上限：違反行為が行われた会計年度以降で、当該事業者の全世界売上高が最も高い会計年度における当該売上高の10%以下 ・ 自然人等に対する上限：300万ユーロ * 申立書記載の事実について争わず、違反行為の是正を確約した場合には上限額は半額	各種要因を考慮して算定(算定ガイドラインはないが、1997年年次報告等で算定上の考え方を提示)	なし
ドイツ	過料(Geldbuße) ・ 法人に対する上限：100万ユーロ又は直近事業年度における当該法人の全世界売上高の10%のいずれか大きい額以下 ・ 自然人に対する上限：100万ユーロ * 過失犯における上限額は半額	各種要因を考慮して算定(行為の重大性、非難可能性、経済状況を考慮する旨法律に規定。具体的な算定ガイドラインは存在しない)	あり (注4)
オーストラリア	制裁金(pecuniary penalty) (注1) ・ 法人に対する上限：1,000万豪ドル ・ 自然人に対する上限：50万豪ドル	各種要因を考慮して算定(行為の態様、損害の程度、背景事情、違反歴等を考慮する旨法律に規定。具体的な算定ガイドラインは存在しない)	なし
韓国	課徴金(surcharge) (事業者のみ) ・ 上限：直近3年間の平均年間総売上高の10%以下(売上額がない場合は20億ウォン以下)	直近3年間の平均年間総売上高に行為の重大性に応じた基準率(最大10%)を乗じた額を基準額とした上で、各種加減算要因を考慮して算定(違反行為の内容及び程度、違反行為の期間及び回数、違反行為により取得した利益を参酌する旨法律に規定。同規定を受け、施行令、告示で詳細な算定基準を規定)	なし

- (注1) 競争当局である Australian Competition and Consumer Commission(ACCC)の民事訴追を受けて裁判所が支払いを命じる(ACCCは制裁金の勧告額を提示。)
- (注2) 判例上、故意又は過失の存在は、過去の事例の蓄積にかんがみ事業者が自らの行為が目的又は効果において競争を制限し得るものであると認識していないはずがない旨を立証すれば足りるとされている。実務上も、近年では、「故意又は過失があった」旨の認定さえ必ずしもなされておらず、特に、重大な違反行為(カルテル・入札談合等)については、故意又は過失があったか否かの法的分析はなく、「熟慮された上での違反であった」旨の事実を認定するにとどまっている。
- (注3) 実務上は、カルテル・入札談合については、「ある事業者の違反行為が故意又は過失により行われたか否かを検討する場合には、当該事業者又はその他の事業者の類似の行為に対する過去の制限的慣行裁判所の命令の存在等を考慮する」とされており(英国公正取引庁のホームページより)、通常、故意又は過失の存在が推認されているようである。
- (注4) ドイツでは、自然人による秩序違反行為を前提として法人に対しても過料が賦課されること、自然人の行為に係る秩序違反行為の当否について故意又は過失の存在が要件とされている。法人への過料については、法人の代表権ある機関(取締役会等)又はその構成員である自然人が秩序違反行為を行った場合(自らが行った場合、又は下位の従業員等の自然人が行った秩序違反行為に係る選任監督責任を問われた場合(秩序違反法130条))において、これにより法人として課されている義務にも違反しているときに賦課されることとなる(同法30条)。実務上、このような取締役会等が違反に直接関与していたことの立証は困難である場合が多いことから、取締役会等の選任監督義務違反を通じて法人に過料を賦課することが一般的である。その際、選任監督責任を免れ得るまでに無過失性を立証することは事実上困難であるとされている。(なお、この他、法人の代表権ある機関等たる自然人が行った秩序違反行為により、当該法人が利益を得た(又は得る蓋然性があった)場合には、当該利益を剥奪することが可能。)

欧州委における制裁金算定の流れ

1 基礎金額の設定

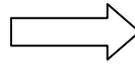
違反行為の重大性の考慮

- 違反行為の性格
 - 市場に与える影響
 - 関連する地理的市場の範囲
- を考慮し、
- Very Serious
 - Serious
 - Minor
- に3類型
- Very Serious...2000万€~ (価格カルテル、市場分割)
 - Serious ...100万€~2000万€ (ある程度広域・広範な競争制限)
 - Minor ...1000€~100万€ (地域限定的で軽微な競争制限等)

主にカルテルの場合、事業規模 シェア等に応じて事業者間で基礎額設定が傾斜的になることがある。

違反行為の実行期間の考慮

- 違反行為実行期間により、
- Long
 - Medium
 - Short
- に3類型
- Long ...5年以上 (1年毎に10%増額)
 - Medium ...1年以上5年未満 (最大50%増額)
 - Short ...1年未満 (額の引上げなし)



2 加算・減算要素考慮

加算要素考慮

- 累犯である場合
- 主犯者である場合
- 検査妨害している場合
- 基礎金額より明らかに「やり得」が多い場合
- 違反行為継続のための違反行為者間における報復措置を設定していた場合 等

には、基礎金額は割り増される。

減算要素考慮

- 追従的な立場にいた者であった場合
- 実行行為に着手していなかった場合
- 当該行為が違反となるかについて合理的な疑いがある場合
- 故意若しくは過失がなかった場合
- (リーニエンシー対象ではない場合で) 調査に対して協力的であったとき
- 欧州委の調査開始と同時に違反行為を停止した場合 等

には、基礎金額は割り引かれる。



3 リーニエンシー適用による減額

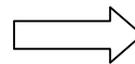
制裁金の免除

カルテルについて、定められた要件を満たす証拠を最初に提供した者で、かつ所要の条件に従う者

制裁金の減額

違反行為への関与を止め、違反立証に高い価値を有する証拠を提供した者

- 最初にした者 ...30~50%の減額
- 2番目にした者 ...20~30%の減額
- それ以降の者 ...最大20%の減額



4 その他の要素の考慮等

制裁金の上限額

当該違反事業者の世界売上高の10%を超えてはならない

事業者に係る特別事情の考慮

状況に応じて、社会経済的事情、当該違反事業者の特質及び支払能力等に応じて、制裁金額が調整される

「象徴的」な制裁金賦課

委員会は「象徴的」な意味合いの制裁金(1000€)を課すことができる。

イギリスにおける制裁金算定の流れ

第1段階

違反行為の重大性及び関連売上高に基づく基礎金額の設定

関連商品売上高に着目

- ・違反行為対象商品の直近1年間の売上高
- ・10%以下の範囲で設定される

→ 違反行為の重大性を考慮

- ・商品特性
- ・市場構造
- ・シェア
- ・参入可能性
- ・競争事業者等への影響
- ・消費者への損害 等

第2段階

違反行為実行期間の考慮

違反行為の実行期間

- ・1年以上の期間実行していた場合には、その年数を上限として倍化
- ・月数は繰り上げて計算（例：14ヵ月 2年間）

第3段階

その他の条件の考慮

抑止力を確保するに十分な水準の確保

当該行為によりもたらされるであろう経済的利得を推計し、また当該事業者の事業規模等を考慮して増減

違反事業者の状況の考慮

事業者個別の状況に照らして増減

売上額がゼロの場合

売上額がゼロの購入カルテル等の場合には、この段階で水準を調整

第4段階

加算・減算要素の考慮

加算要因の考慮

- ・当該違反行為において主犯若しくは先導者であった場合
- ・取締役若しくは上級管理職が関与していた場合
- ・繰り返し違反行為をしていた場合
- ・違反行為を継続させるよう報復行為、強制履行措置を講じていた場合
- ・過失ではなく、故意に違反に関与していた場合
- ・リーニエンシー申請者に対する報復対抗的行為を講じていた場合

減算要因の考慮

- ・違反行為を強要されていた・せざるをえなかった場合
- ・当該行為が違反であるかどうかについて不明確であったと信じるに足る場合
- ・法令順守を確保するために適切な措置が執られている場合
- ・OFTの捜査開始以後、すぐに違反行為を辞めている場合
- ・法の執行が効率的かつ迅速に行われるよう、捜査に協力している場合

*別途リーニエンシーによる減額の規定あり

第5段階

制裁金上限の考慮と二重処罰の回避

直近1年間における世界売上高の10%以内かどうか

二重処罰の回避

欧州委若しくは他の加盟国の当局又は裁判所により、同一の行為に対して罰金若しくは制裁金が賦課されている場合、OFTは制裁金を算定するにあたり、当該賦課金額を考慮しなければならない。

リーニエンシー適用（カルテルにおいてのみ）

制裁金の全額免除

最初にカルテルに係る証拠を者で、かつ所要の条件に従う者は最大100%の減額

制裁金の減額

一定の時期までにカルテルに係る証拠を提供し、かつ所要の条件に従う者は、最大50%の減額

欧州委員会による制裁金 (fine) の高額賦課の事例

事業者名	賦課金額	事件名	決定日
Hoffman La Roche AG	4 億 6200 万ユーロ	ビタミン剤価格カルテル事件	2001 年 11 月 21 日
BASF AG	2 億 9616 万ユーロ	ビタミン剤価格カルテル事件	2001 年 11 月 21 日
Société Lafarge SA	2 億 4960 万ユーロ	石膏ボード価格カルテル事件	2002 年 11 月 27 日

欧州委決定によるもの

公正取引庁による制裁金 (Financial Penalty) の高額賦課の事例

事業者名	賦課金額	事件名	決定日
Argos	1500 万ポンド	玩具及びゲーム商品に係る価格カルテル事件	2005 年 4 月 29 日
JJB Sports	670 万ポンド	有名サッカーチームシャツ価格カルテル事件	2005 年 7 月 15 日
Hasbro UK	495 万ポンド	玩具及びゲーム商品に係る再販売維持価格事件	2003 年 5 月 3 日

競争控訴審判所決定によるもの

米国反トラスト法違反の罰金額の算定方法

1. 基礎罰金額の決定 (違反行為によって影響を受けた取引額の20%)

2. 有責性スコアによる罰金額の上限・下限の算出

(1) 有責性スコアの算定

5ポイントからスタートし、以下の要素により、加減する。

役員の関与・企業規模(1~5ポイント加算)

前科(Prior History)

(1ポイント(10年以内)~2ポイント(5年以内)加算)

裁判所の命令違反(1~2ポイント加算)

司法妨害(Obstruction of Justice)(3ポイント加算)

効果的なコンプライアンスプログラム(3ポイント減算)

報告、協力、責任の引き受け(1~5ポイント減算)

(2) 具体的な罰金額の算定

上記により算出した有責性スコアを以下の倍数表に当てはめて、基礎罰金額に乗じる倍率の上限、下限を割り出す。ただし、シャーマン法1条違反については、倍率は0.75を下回ってはならないこととされている(したがって、反トラスト法違反の罰金額は、取引額の15%~80%の間で決まることとなる。ただし制定法の上限額(1億ドル又は利得額/損害額の2倍のいずれか大きい額)を超えることはできない。

有責性スコア	最低倍率	最高倍率
10以上	2	4
9	1.8	3.6
8	1.6	3.2
7	1.4	2.8
6	1.2	2.4
5	1	2
4	0.8	1.6
3	0.6	1.2
2	0.4	0.8
1	0.2	0.4
0以下	0.05	0.2

(注) なお、被告人が有罪答弁をすること等を条件に検察官が被告人に対して何らかの譲歩を約束する、答弁取引(Plea Bargaining)が行われることがある。